

# 中世都市リユーベックの法史料について

稲 元 格

- 一、はじめに
- 二、リユーベックの成文法史料
  - (一) 現在までの成文法史料の出版状況
  - (二) 十六世紀末までの史料間の系統関係
  - (三) 一五八六年の「校訂リユーベック都市法典」
- 四、小括
  - 三、リユーベックの判決史料
  - (一) 市裁判制度と市参事会裁判
  - (二) 市参事会裁判の判決史料
- 四、結びにかえて

## 一、はじめに

(一) ある一つのドイツ中世都市法について本格的な研究を試みようとする者にとって、一番最初に突き当る、しかもきわめて困難でかつ重要な問題は、自分が設定した研究テーマに沿って自ら検索し、収集しえた法史料が当該都市

が有している膨大な関連法史料の中の一体だけを包含しているのか、そして現在手元にあるそれらの法史料がその全体の法史料群の中で自分の研究テーマにとって基本的に必要不可欠の史料を含んでいるのかどうか、もしそうでないとすれば、そのような必須の史料は存在するのか、もし存在するのであればそれは現在どこに所蔵されているのか、さらにもしそのような史料がもはや入手不可能であるならば、それを補完しようような史料は存在するのか、もし存在するのであればそれは現在どこに所蔵されているのか、ということである。勿論どのような法史料であれ、それが歴史的事実を多かれ少なかれ内包している限り、研究者の問題意識の如何にかかわらず、それが一定の史料価値を有していることは言うまでもないが、研究者が当面している研究においてより適切な結論を引出すためには、質量ともに正鵠を射た法史料がそれらの史料群の中から発見されなければならないのである。

この問題が解決されていない場合、即ち当該都市の法史料に関して、既に詳細な、文献学的な整理がなされていない場合、初学者にとっては勿論のこと、従来研究対象としてきた都市とは別に新たに前述の様な都市の法研究に取組もうとする一般の研究者にとっても、それが大きな壁となつて立ちはだかることが多い。また、既に我が国でも、かなり研究の進展している個々の都市法史の研究においても、史料処理の問題は各個人の研究者の裁量に委ねられており、当人の発表した論稿の論評において他の都市史研究者がその史料収集の程度について評価を下すことに戸惑いを覚えることも皆無とは言えないであろう。

そこで、本稿では、筆者が専ら研究対象としているドイツ中世都市の法史料の状況を、筆者自身の当面の研究に必要な限りではあるが、概観したいと思う。筆者の目下の関心は民事法の中の特に不動産法の中世都市における態様にあるので、ここでは、これに関する成文（＝制定）法や法慣習が主たる対象になる。周知の如く、中世都市において

も公法と私法との分離は未だ完全ではなかったたのであるから、本稿においても、民事法的規定のみならず、関連する限り、公法的規定も視野に収めつつ論述するつもりである。但し、市参事会が発した命令的規定や個々の団体——例えば、商人や手工業者——のそれ、公的な諸制度——例えば、裁判所、市参事会役職等——等の規則等は本稿では基本的に対象とはしないつもりである。

筆者が専ら研究対象としているハンザ都市リューベックの中世都市法、即ちリューベック法については、幸いなことに、ヴィルヘルム・エーベル (Wilhelm Ebel, 1908-1980) が前述の問題に適切な解答を既に与えてくれている。リューベック法は、ドイツ中世都市法の中でも極めて重要な都市法家族の一つを形成したことによって我が国においても良く知られているが、その内容や全体像はそれとは逆に我が国ではほとんど知られていない。以下において、エーベルの諸研究に主に依拠しながら、リューベック法の中の特に重要な基本的史料を概観してみたいと思う。

(一) 本稿で使用する「リューベック法史料」という用語について言及しておきたい。筆者はこの用語を内容、対象、原本との遠近度という区分に従って以下のように定義する。

(1) まず同史料が有している内容についてであるが、同史料は、第一に、リューベックが建設された十二世紀半ばから中世のリューベック法の集大成とも言うべき「校訂リューベック都市法典 *Das Revidierte Stadtrecht*」が公布された一五八六年までの間に市参事会において制定された成文の法(律)、並びに当時の法実務にかかわる史料を意味する。但し、一五八六年以降の法史料であっても、それが前述の史料と関連する場合、それも同様に呼ばれうる。

同法史料は、第二に、その中にリューベック法に関する史料を間接的に含んでいるが、それが断片的であるような史料、即ちリューベック法を直接的には言及していない史料——例えば、日記、商業帳簿類、新聞等が考えられる

が——はここに言うリューベックの法史料には原則として含まれない。

第三に、リューベック法の大部分は、リューベックのみならず、同法が授与された諸都市、即ちリューベック娘法都市においても法——いわゆる「リューベック普通法」——として妥当したので、たとえその法史料がリューベック以外の同娘法都市において編纂あるいは作成されたものであっても、内容的にそれがリューベック法と緊密な関連にある場合、それらの法史料もリューベック法史料に含まれる。さらに作成された場所が非リューベック娘法都市であっても、その史料が前述の条件を満たしている場合には、これも同様に扱いたいと思う。

(2) 次に同法史料は、その中に採録された記録対象に従って、以下の如く区分されうる。

第一に、法源としてのリューベック法の記録である。より具体的に述べるならば、制定法、即ち法律(Statute)として、条文形式で記載された法史料である。

第二に、法律行為に関するリューベック法の記録である。この史料群の中で最も重要なものは、市参事会を頂点とする裁判所が下した判決の記録、即ち判決録である。その他には各種の都市帳簿類がこれに含まれる。これらの史料においてはしばしば法原則がその史料の行間に隠れており、これは史料の読みこなしによって初めて明らかにされることが多いのが特徴である。

以上の記録対象に従った両史料の区別は原則的なものであり、両方が部分的、内容的に重複していたり、また、法令集ではない記録、例えば都市帳簿が法源を記載していることもある。後述する如く、リューベックの法教示の多くは、同市と、それが送付された娘都市の、それぞれの都市帳簿に記載されていた。

(3) 最後に、リューベック法史料は、原本との遠近度、即ち加工の度合に応じて以下の如く区分される。

第一に、第一次史料としての原本 (Original) である。第二に、原本の写本としての手書き本 (Handschrift) である。これらの多くのはもはや紛失しており、現在も存在しているものは稀であるが、写真版 (Fotokopie) によって残されている史料もある。なお、注意すべきことは、原本と手書き本との区別がもはや必ずしも明確でない場合もあることである。

第三に、印刷本、即ち市当局あるいは私人によって、公的あるいは私的に、刊行された法史料である。前述の原本ないし手書き本——その多くは法典であり、その法文——が後に編集され、時には、論理的整合、現行法へのつじつま合わせといった学問的処理が加えられて、活字出版されている場合もある。

(三) リューベック法史料を以上のように定義し、以下において具体的に同法史料を概観するが、論述の方法として、(二)(2)の個所で述べた区分に従い、二においてリューベック成文法史料について、三においてリューベックの判決史料について述べ、四において概括する。

## 二、リューベックの成文法史料

本章は主にW・エーベル『リューベック法I』(一九七一年)に依拠して論述するが、その内容は筆者自身の問題関心に従って要約され再構成される。<sup>(1)</sup>

### (一) 現在までの成文法史料の出版状況

一般的なリューベック法史料状況についてエーベルは次のように述べている。第一に、原本はほとんど存在していないことである。第二に、各リューベック娘法都市には写本係 (Kopisten) が存在していたので、彼らによって多くの手書き本が残されたが、これらの写本も早くから売買の対象とされ、さらに火災、戦災、窃盗等により紛失してしまったこと、わずかにエルビング (Elbing) やレファル (Reval) に手書き本の一部が残されていたことである。

しかも、さらに第二次世界大戦の惨禍とその後の政治状況の変化によって、これらの史料の存在についての確認作業すら現在では困難になっていることである。従って彼が述べる史料の現状というのは、基本的に第二次世界大戦直前までのそれを指している。もはや現在では多くの法史料は、しかも重要なものは、公刊された文献の中で印刷本として、活字出版されているのみである。それ故、個々の制定法史料に解説を加える前に、これらの法史料の現在の出典箇所とも言うべきこれらの公刊された文献を概観しておきたい。このような文献の歴史を明らかにすることは同時にまたリューベック法研究史をひもとくことにもなるであろう。

中世のリューベック法史料は、十六世紀末の市当局による法典編纂作業が完了した後は、個々のリューベック娘法都市当局によって保管されるか、あるいは個人的に私蔵され、言わば、放置されていたに等しい。それらの印刷はリューベック法研究とともに開始した。

(1) 同法に関する研究書は既に十七世紀にも存在したが、同法研究が本格化するのは十八世紀に入ってからである。この時期にカロック (G. Caroc) やヴェストファーレン (E. J. v. Westphalen) を始めとして続々と研究者が登場する<sup>(3)</sup>。彼らの当初の問題関心は、一五八六年の校訂リューベック都市法典の条文と、それ以前の法写本の条文との間に相違、矛盾が存在している場合、どちらを妥当根拠として優先すべきかという、当時の法実務上の問題にあったと言

われる。

しかし次第に彼らの関心はこのような問題意識から離れ、十八世紀の半ば頃から、純粹に学問的、歴史的問題意識に移行していった。そしてこれらの研究の成果として法手書き本が史料集として公刊されるようになったのである。<sup>(4)</sup>これらの史料集の学問的価値は今日でも少しも減少してはいない。年代順に紹介する。

E. J. v. Westphalen, 『ヤンメンとリわけギンズル史の未発表記録集』(Monumenta inedita rerum Germanicum praecipue Cimbricarum, tom. III, Leipzig, 1743, und IV, 1745.)<sup>(5)</sup>

F. D. C. v. Cronhelm, 『トント・ホルンタイン法集成』(Corpus statutum provincialium Holsatiae, Altona, 1750.)

J. C. H. Dreyer, Vermischte Abhandlungen zur Erläuterung der deutschen Rechte, Bd. 1, Rostock, 1754.

H. Brokes, 『裁判法規選——追録——』(Selectae observationes forenses, Appendix, Lübeck und Altona, 1765)

E. W. Christiani, Geschichte der Herzogtümer Schleswig und Holstein, Teil 2, Flensburg, 1776.

Hrsg. v. N. Falck, Dr. Gütschow im Staatsbürgerlichen Magazin, Bd. 4, 1824.

(2) 一八三九年『リューベック法研究史上』今日なお同法研究にとって必要不可欠の史料集が出版されるに至った。ハットの『古リューベック法』(Johann Friedrich Hach, Das alte Lübsche Recht, Lübeck, 1839.) によつて。同

書の重要性は、史料の単なる収集にとどまらず、それらの史料の詳細な年代画定を試みたことにある。彼は当時収集しうる限りのラテン語と中世低地ドイツ語——以下単にドイツ語と標記する——の法典の手書き本を集め、それらの

条文を注意深く対照させ、これに基づいてそれらの法手書き本をグループ化し、そのグループの中の代表的な法典を印刷出版した。個々の条文には簡単な注解と他の手書き本に存在する異文 (Variante) が付された。さらに同史料集の最後には各法典の手書き本の各条文間での詳細な符合表が収められた。それは、今日では、印刷されなかった他の手書き本の内容を知る上で貴重な手掛りとなっている。なぜならそれらの多くは当時存在していたのではあるが、今日もはや所在不明となっているからである。

同書に収められた主要法典は以下の三法典である。

① ラテン語で書かれた法典 (Kodex I)。

その手書き本はゲッティンゲン大学図書館に今日も所蔵されている。その法文の冒頭に一二六三年のダンツイヒ市宛ての授与文言が添えられていたので、ハッハはこれを「ダンツイヒ法典 (Danziger Kodex)」と呼び、その授与を一一八八年直後と想定した。しかしエーベルは、後述する如く、この想定を誤りであるとしたが、成立年については、一二六三年に同法典は成立したと考える。この手書き本はエーベルにより Go<sup>(9)</sup> の略号がつけられる。

② リューベック法のみの法典 (Kodex II)

これは、今日もはや所在不明の、一二九四年に作成された「バルデヴィク法典 (Kodex Bardewik)」と同一である。エーベルにより Ba の略号がつけられる。

③ リューベック法とハンブルク法の法典 (Kodex III)

収録された法文の、前半二四〇条まではリューベック法であり、後半二四一—四〇六条は一二七〇年に制定されたハンブルク法である。<sup>(7)</sup> ハッハはここでも作成時期を誤らってしまった。彼は一二五四年のメメル (Memel) 市宛ての



授与文言が同法典と関連するとして、同法典の冒頭にこの文言を置いた。しかしこれは今日誤まりであることが判明しており、同法典は一五世紀の初め——あるいはどんなに早くても一三七〇年——頃に作成されたと考えられている。

ハッハの同書は、これら三法典の後に、第四部 (Vierde Abteilung) として、Kodex II と III のどちらにも属さない、他の手書き本に散在している関連法文を集めている。

ハッハの誤まった、史料の年代画定を正したのはフレンスドルフ (Fr. Frensdorf) の『その最古の形態によるリューベック法 (Das Lübsche Recht nach seinen ältesten Formen, Leipzig, 1872.)』であった。彼は、同書の中で、さらにラテン語手書き本の中で最も古いのは、いわゆる『リューベック断片 (Lübsche Fragment)』であり、ドイツ語手書き本のそれはエルピンク法典であると主張し、それぞれの作成時期を前者は一二二七年頃、後者は一二六〇—七六年頃と推定した。彼のこれらの仮説は今日でも通説として承認されている。ハッハの研究を契機にして、ドイツ語のみならずラテン語の法手書き本の印刷出版が行なわれるようになり、さらにもはや断片的に残されているにすぎなかった、その他の法史料にも研究の光が当てられることになった。

(3) 既に一八四四年には、ブンゲ (Fr. G. v. Bunge) の『レファル都市法史料集 (Die Quellen des Revaler Stadtrechts, Dorpat, 1844.)』が公刊されていた。同書の特徴は、一二五七年のラテン語で書かれたレファル市宛て法典と、一三四七年頃作成された同法典のドイツ語訳法典の、それぞれの条文が対比される形で収録されていることである。さらに一二八二年のレファル法典 (ドイツ語) も同書に収められている。

以下において、第二次世界大戦前の史料研究書について列举しておく。

J. M. Lappenberg, Die ältesten Stadt-Schiff- und Landrechte, Hamburg, 1845. 彼は<sup>(8)</sup> その中で、ハンブルク

に存在するハンブルクリューベック手書き本を解説している。

G. Homeyer, Die deutschen Rechtsbücher des Mittelalters, Berlin, 1855 und 1861. 前述したものの以外のラ  
テン語手書き本が紹介されている。

M. Toeppen, Elbinger Antiquitäten, Danzig, 1871. エルビング文書館に所蔵されていたリューベック法手書き  
本が解説されている。

H. Riemann, Geschichte der Stadt Colberg, 1873. コルベルクの市参事会文書館で発見された一二九七年のド  
イツ語法典(今日所在不明であり、その写真版がリューベック市文書館に所蔵)に解説が施<sup>(9)</sup>されている。

E. Steffenhagen, Deutsche Rechtsquellen in Preußen vom XIII. bis zum XVI. Jahrhundert, Leipzig, 1875.  
ダンツィヒとケーニヒスベルクとの法手書き本が紹介されている。

A. Methner, Das lübische Recht in Memel, in Altpreußischen Forschungen, Jg. 10, 1933, S. 262ff. 同  
文はケーニヒスベルクの国立文書館に所蔵されていた(十五世紀頃の)写本によりながら、一二五四年メメル  
市宛てのラテン語リューベック法典を活字化している。

E. Carstenn, Die Elbinger Handschriften des Lübischen Rechts, in Zeitschrift des Westpreußischen Ge-  
sellschaftsvereins, 72, 1935, S. 141ff. ヘルゴンクで発見された前述の法手書き本の分類と解説が行なわれ、  
その分類は今日でも標準とされる。

A. Methner, Die älteste deutsche Handschrift des lübischen Rechts für Elbing, in Elbinger Jahrbuch, 14,

1937, S. 59-110. フレンスドルフの個所で前述した、一二七〇年直後作成されたと考えられるエルビंक法典 (ドイツ語) の手書き本が印刷されている。

(4) リューベック法典の最後の出版は第二次世界大戦後に出版されたコルレン (G. Korlén) の『北ドイツ都市法 II——最古の形態におけるリューベックの中世低地ドイツ語都市法——(Norddeutsche Stadtrechte II, Das mitte-niederdeutsche Stadtrecht von Lübeck nach seinen ältesten Formen, Lund, 1951)』である。彼が印刷に付したのは、ウェストファーレンによって既に印刷されていたので、ハッハによって法典 W (Kod. W) と名付けられ、一八四五年までキールの市参事会文書館に置かれていた——コルレンの出版年には既に所在不明となっていた——リューベックの市参事会法典の手書き本である。コルレンはこの手書き本に K<sub>i</sub> の標識記号を付けたが、エーベルはこれに単に K の標識記号を与えている。

同書の中でコルレンは言語学的分析により同法典と前述のエルビंक法典を始めとする他のドイツ語法典とを校合し、これに基づいて、印刷された各条文には他の法典の、これに対応する条文番号が添えられている。また補遺には一四〇〇年頃作成された「オルデンブルク法典 (der Oldenburger Kodex)」が収録されている。<sup>(11)</sup> 以上が原形をとどめていた法典の手書き本の印刷本ないし解説文献である。

(5) さらに不完全な形、即ち断片で残された法手書き本も活字化されてきている。いずれも雑誌に発表されたものであり、単行本は存在しない。以下、簡単に紹介する。

既に一八七二年、シュテフェンハーゲンは *Altpreussische Monatsschrift* Bd. 9 で、ケーニヒスベルクに在った推定エルビंक手書き本の断片を公刊し、一八七九年にフレンスドルフは *Hansische Geschichtsblätter* でリューベ

ック市文書館所蔵の推定ロシュトック手書き本と、Tristes Reliquaeと呼ばれるラテン語手書き本そしてドイツ語法文のそれぞれの断片を公刊していた。<sup>(12)</sup>一八八一年にはハッセ (P. Hasse) が *Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holstein-Launenburgische Geschichte*, 11 Bd., においてキール図書館に所蔵されていた、リューベックの二種類の断片を活字化した。<sup>(13)</sup>今世紀になってからは、一九三三年にラインケ (H. Reincke) が *Zeitschrift des Vereins für Hamburgische Geschichte*, 33 においてヴェルニゲローデ (Wernigerode) のシュトルベルク公領 (Fürst Stolberg) 図書館に保管されていた法典の一部を、ハンブルク州立文書館にあったハンブルクーリューベック法典とともに紹介している。<sup>(14)</sup>このような法典の断片はすべて活字印刷されている訳ではないが、<sup>(15)</sup>差当り我々にとつてそれらを考慮する必要はない。

## (二) 十六世紀末までの史料間での系統関係

前述した諸研究によって明らかにされてきた各法手書き本間の相互・依存関係、即ち系統関係がエーベルによって解明されている。彼によれば、これらの史料は、本来的には、リューベック市参事会に由来するのであるが、個々の史料間の時代的・空間的な隔りが大きいこと、しかもその作成時期と名宛て人たる都市を画定する上で不可欠の、法文の冒頭に置かれる序言 (Vortrede) に不備があったりすること、あるいはその序文が後に誤まって別の法典の前に付せられてしまっている史料があることによって、法手書き本の多くはその作成時期を画定することが困難ではあるが、これらの史料に共通に存在する標準条項 (Leit-Artikel) によって、それらの作成順位を解明することができるのである。

以下において具体的に個々の法史料について検討されるが、エーベルはこれらの史料をいくつかのグループに分類している。このグループ分けについて言及しておきたい。これらの法史料は、大きく分けて、一五八六年の校訂リユーベック都市法典とそれ以前の諸法史料に分けられ、後者はさらに三つに区分される。

第一に、リユーベック市参事会が同市のために、あるいは、リユーベック娘法都市のために編纂し授与したラテン語あるいはドイツ語法典群である。これらの作成時期は十三世紀から十四世紀前半にまで及ぶ。この作成作業は市参事会と関連し公的性格が顕著であり、これらの法典には内容的に十三世紀末頃から体系化への萌芽が看取される。筆者はこれを第一グループ法史料群と呼ぶ。

第二に、リユーベック娘法都市において、授与されたリユーベック法法典を基礎にしながら他の法素材を加えつつ、その都市に独自の法が十四世紀頃から展開しはじめる。これらを第二グループ法史料群と呼びたい。<sup>(16)</sup>

第三に、十四世紀半ば頃からリユーベック娘法都市では、第一グループの法典に対して、私的に編纂された、あるいは条文が恣意的に取捨選択された法書 (Rechtspücher) が現われる。これらの法書は「真正なリユーベック法 (echtes Lübisches Recht)」を含む一方、十五世紀頃からは、実際の法実務に必ずべく、他の法源からの条文——最初は、ザクセン法に類似していたハンブルク法、後にはローマ法——をも含むようになる。これらを第三グループ法史料群と呼ぶ。

まず第一グループ法史料群から概観していくが、<sup>(17)</sup>これらはさらにラテン語とドイツ語の法史料に細分され、前者が明らかに後者よりも時期的には古い。

- (1) 最古に位置するラテン語法手書き本は、一八二四年に発見された、いわゆる「リユーベック断片」である。こ

れは、その一部を成している関税目録 (Zollrolla) によって、フレンスドルフが主張するごとく一二二七年に編纂されたとも考えられるが、その内容(五〇条)を検討すると、一二三〇—四〇年頃に作成されたと推定される。同史料はリューベック史料集 (Lübecker Urkundenbuch——以下 LUB と省略——) の第一巻、史料番号三二二番 (三七一—四三頁) に印刷されている (その正誤表は同七六六頁)。

(2) リューベック断片の直後に作成されたと考えられるのが「ブレスラウークラカウ (Breslau-Krakau) 手書き本」(八六条)である。同書についてはホーマイヤー (G. Homeyer) の前掲書 (第三版) に解説があるのみで印刷されていない。その写真版はリューベック市文書館にある。同時期の作成と考えられるものにはいわゆる Fragment von Stupce と呼ばれる断片もある。

(3) 一二四三年に、リュウベック市の市書記 (Stadtschreiber) である Heinrich von Braunschweig によって作成され、シュレスヴィヒのトンデルン (Tondern) に送付されたことが確認されている法典が現われる。これは「手書き本 (Hs.) To」と表示され、その内容は関税目録と九〇条から成る。現在では原本は七七条を数えるのみであるが、十五世紀の写しによってその不備は補われうる。同法典は今日 E. Kroman, P. Jørgensen 編 Danmarks gamle Kjøbstadlovgivning, Bd. I, Kopenhagen, 1951, S. 215ff. に印刷されている<sup>(21)</sup>。尚このラテン語法典には十六世紀にドイツ語の翻訳がつけられ、同訳を Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte, 38 Bd., 1908 S. 371ff. で公刊されている<sup>(22)</sup>。

(4) 一二五四年のメメル市宛ての法典、「手書き本 M」である。これは八八条から成る。同原本は既に失われ、十五世紀のコピーのみがケーニヒスベルク国立文書館に所蔵されていたと言われる。同法典は前述の如くメットナーの

前掲書（一九三三年）に印刷されている。

(5) 一〇三条から成る一二五七年のレファル市宛て法典——「手書き本 Re. lat.」——の手書き本は、前述の如く、不完全であるが、一三四七年頃の同ドイツ語訳——そのコピーは十五世紀に由来する——によって補われうる。これらの法典はブンゲの前掲書（一八四四年）において印刷されている。さらにレファル市宛ての授与文書はハッハの前掲書、一六六頁以下にある。

(6) 一二六三年ダンツイヒ市宛ての法典、「手書き本 G.」である。前述の如く、同法典が一八八八年直後に作成されたとするハッハ説は誤りであり、これがダンツイヒ市に実際に送付されたかどうか不明である。なぜなら同市ではリューベック法ではなくクルム Kulin（マゲデブルク Magdeburg）法が妥当し、しかも同市は自ら立法権を行使したからである。同手書き本によれば条文数は一〇〇条であるが、最後の五条は後に書き加えられたと考えられ、従って本来の条文数は九五条である。同法典はハッハの前掲書において「Kodex I」（一八三頁以下）として印刷されている。

ラテン語法手書き本の中には、紛失してしまっているが、間接的に内容の一部が確認される史料と、その作成時期の不明な史料が存在する。ここでは二つの史料があげられる。

(7) 一二四〇年エルビンク市宛ての法典、「手書き本 B.」はもはや存在しないが、その条文の一部は、同時期に同市からリューベックに対して行なわれた問合わせ（Anfrage）の内容から判明する。後者は LUB. I に史料番号一六五番（一五一—一五三頁）として収録されている。さらに同法典の序言（Vorrede）はメットナーの前掲論文（一九三七年）とハッハの前掲書（一六九頁以下）に印刷されている。

(8) 最後に、ただ四条文が残されているために「悲惨な断片 (*tristes reliquae*)」と呼ばれる断片がある。これは十三世紀中にロシュトック市宛てに作成された法典の一部であったと考えられる。同条文は、前述の如く、フレンスドルフの前掲論文(一八七九年)に収められている。

以上がラテン語で作成された法典の手書き本ないしその断片である。

十三世紀の三分の二後半期以降、第一グループ史料群の中に、ラテン語手書き本に代わってドイツ語手書き本が本格的に登場する。エーベルによれば、これらの最初のドイツ語法史料は前述したラテン語法史料の翻訳本とは考えられない。なぜならば、ラテン語法史料の間ではその法文構成がほぼ共通しているのに比べて、ドイツ語法史料は前者に比べて間もなく二倍以上の条文を持つようになったからであり、さらになお前者と異なる内容のドイツ語法史料が存在しているからである。但し筆者はエーベル説に全面的に賛成ではない。なぜならば、筆者の管見する限り、両法手書き本間には、条文構成が異なっているもの、同じ内容の条文が共通に多数見出されるからである。従って両者は全く互いに異質の、あるいは関連性の薄い史料とみなすことはできないように思われる。

(9) 中世低地ドイツ語で作成された法典として今日でも残されている最古の法典は、「手書き本E」と呼ばれる史料である。この史料は現在グダニスクの *Wojewodschaftsarchiv* に保管されている。同法典は一六一一条から成るが、コルレンの研究によれば、歴史的に最古のドイツ語法典ではない。同法典の作成前に、その原型 (*Vorlage*) が存在し、さらに後者と前者の法典の間にもう一つの間原型が存在したと考えられるが、いずれも現存していない。

この法典の作成時期についてコルレンは一二七五年頃と推定するが、エーベルは、(6)で述べた、最後のラテン語法典 (*Go*) が作成された一二六三年から、(11)の個所で述べるレファルに送付された法典が作成された一二八二年までの



間で、しかも一二八二年に近い時期にエルピンクからの問合わせを契機として同法典が作成されたと考える。同法典の印刷はメットナーの前掲論文（一九三七年）の一頁以下にある。

(10) 十三世紀中の諸法典の中でも重要であり、その公的な手書き本、即ち *Kanzleihandschrift* が十八世紀に入るまでリューベックに在り、後にキールに移され、現在では紛失してしまった法典がある。この写本は「手書き本 K」と呼ばれ、これは既にコルレンの文献紹介の際に触れておいた法典——彼によれば *K1*——である。その条文は全部で二七五条から成るが、彼の詳細な言語学的研究により、前半の一二二条は一二七〇年頃に作成され、その後次第に書き加えられ、一三五〇年頃には二五七条までに増加していたことが判明している。同法典にはこのように詳細な分析が加えられることによって、それは他の法典の作成時期画定に役立つ模範条項を含む「模範手書き本 (*Musterhandschrift*)」となった。これはリューベック法典研究史上においても極めて重要な法典である。同法典はコルレンの前掲書に印刷されており、その写真版はリューベック市文書館にある。

(11) 一二八二年にレファル市はリューベックから一法典を取得した同法典は「*Re*」と呼ばれ、一六八条から成る。内容的にはこれは前述の手書き本 K と一致している。この法典はブンゲの前掲書（四一頁以下）に印刷されており、その写真版はリューベック市文書館にある。

(12) 法典の序言から、それが一二九四年官房長 (*Kanzler*) のバルデウィク (*Albrecht van Bardewich*) によって作成されたことが判明するのは、いわゆる「バルデウィク法典 (*der Bardewiksche Kodex: Ba*)」である。同法典の特徴は、当時既に追加的に書き加えられることによって二一四条に条文数が上っていた、前述の手書き本 K をその模範として利用したにもかかわらず、その条文数はさらに二五六条に増大しており、その条文構成においても既に体

系化の試みがなされていたことである。従ってそれは(9)と(11)までの法典とはかなり異った構成を示している<sup>(20)</sup>。同法典の印刷は前述の如くハッハの前掲書(二四六頁以下の *Kodex II*)にある。

(13) その手書き本が以前はキールにあったが今日コペンハーゲン王立図書館に所蔵されているので、「手書き本 Kp」<sup>(21)</sup>と呼ばれる法典がある。これは前述のバルデヴィク法典の作成直後に作成された。その条文構成はバルデヴィク法典のそれとは異なり、さらに古い手書き本Kのそれと同じで、その条文数は二一六に上る<sup>(22)</sup>。その写真版はリュウベック市図書館にもある。

(14) 一二九七年に、その序言から、官房長バルデヴィクがコルベルク市のために作成させたことが知られる法典が現われ、それは「手書き本 Kol」と呼ばれる。この法典の作成作業にバルデヴィクが関与していたが、その内容は手書き本 Kp と同様に手書き本Kを模範としている<sup>(23)</sup>。その条文数は一九二条である。この手書き本は今日所在不明であるが、その写真版はリュウベック市図書館にある。

(15) 一三四八年にリュウベック市長ギュストウ (*Th eman Güstow*) が司教座聖堂助任司祭 (*Domvikar*) のティモ (*Helmich Thymo*) をして作成させた二つの法典の手書き本がある。一つは *Liber primus* —— 「手書き本 T<sup>1</sup>」 ——、もう一つは *Liber secundus* —— 「手書き本 T<sup>2</sup>」 —— と呼ばれる。前者はバルデヴィク法典の写しであり、二五五条から成る。同手書き本は今日コペンハーゲン王立図書館にある。一方、後者はバルデヴィク法典、手書き本Kとも異なる条文構成を有し、その条文数は二五六条である。同手書き本は一九四五年までリュウベックに保管されていたが、その後は所在不明である。

(16) 第一グループ法史料群の解題の最後に、手書き本 Kp と T の間の時期に、従って一二九四／九五年頃から一

三四八年の間に、作成されたと推定されるが、より正確に作成年を画定できない法典の手書き本があげられる。

その一つは、既に手書き本自体が失われ、今日ブロッケス (H. Brokes) の前掲書 (Kodex I) を通してのみ、初めて目にしうる法典である。これは「Br I」と呼ばれ、二一〇条 (後に三条が追加) から成る。<sup>(24)</sup>

もう一つは、リガ (Riga)、ダンツィヒ、トルン (Thorn) に存在した手書き本である。それらは内容的にはほぼ Br I に匹敵した。それらのいずれも未だ印刷されてはいない。

以上が第一グループに属する法史料群である。

次に第二グループの、個々のリユーベック娘法都市において内容的に発展させられた、法史料群であるが、ここではエーベルは二都市を言及するにとどめる。

(1) エルビンクにおける「手書き本 E」の一三〇〇年以後の展開である。一二九五年に同市市参事会員のボルテ (Johann Bolte) の提案によりバルデヴィク法典の写本が同市にもたらされ、それによって前述の手書き本の条文数は二一九条に増加せしめられた。<sup>(25)</sup> この新たな手書き本は「ElBard」と呼ばれる。同法典には十四世紀から十六世紀にかけて校訂 (Rezension) が加えられ、さらに十四世紀以来リユーベックからの法教示もこれに加わり、同法典の手書き本数並びに条文数も増加していった。これらの法素材は十七世紀に一冊に編纂され、その法史料は「手書き本 F」と呼ばれる。以上の手書き本は未印刷であり、グダニスクに保管されている。

(2) その作成年が一四〇〇年頃か、あるいは十四世紀半ば頃か曖昧なのは一四四条から成る「オルデンブルク法典 (Oldenburger Kodex)」である。同法典の写本は「手書き本 O」と呼ばれる。その条文構成は手書き本 K に類似しているが、この法典は、古い形式の法典ではなく、古い校訂本からの抜粋と考えられる。同法典がホルシュタインの

同市において市参事会法典として利用されたことは明らかであるが、これがリューベックから授与された公的な法典であるのか、あるいはオルデンブルク市で自ら選びだされた抜粋であるかも不明である。同手書き本は今日シュレスヴィヒ (Schleswig) の州文書館 (Landesarchiv) にあり、それはまた、前述の如く、コルレンの前掲書に印刷されている。

以上が第二グループ法史料群である。

最後に第三グループ法史料群をとりあげる。<sup>(26)</sup>

(1) 一四〇〇年頃ウフエンバッハ文庫 (Uffenbachsche Bibliothek) の一部図書とともにハンブルクに届いたので、ハッハにより「ウフエンバッハ法典 (der Uffenbachsche)」と名付けられた、一七九条から成る法典がある。これは「手書き本U」と呼ばれる。同法典は手書き本Kにわずかながら依拠してはいるが、それは独特の条文構成と注釈によって他の法典とは異なっている。恐らくこの法典はリューベックにおいて法に通曉した、市参事会に属さぬ市民によって編纂されたと考えられ、従ってこれは法書であったと推測される。同法書は今日ハンブルク州立・大学図書館 (die Staats- und Universitätsbibliothek Hamburg) に所蔵されている。

(2) 十四世紀に作成されたと推定されるのは一三四年の手書き本Tの三つの校訂本である。ハッハはこれらを原本の真正な、即ち公的な手書き本と考えていたが、後に真正な手書き本を別に発見したので、彼はこれらを「偽ティードマン (Thiedemannus falsus)」と呼んだ。これらは「手書き本T」と表示される。同手書き本は内容的には後述する一五〇九年に出版された法書の Kod. Dietz と一定の親縁関係を示す。前者の手書き本は今日所在不明である。

(3) 前述の如く十五世紀の前半に作成されたと推定されるハッハの *Kodex III* —— 「H III」と表示される——と関連して、一連の法手書き本が登場する。「H III」は、前述の如く、リユーベック法に加えて、一二七〇年頃編纂されたハンブルク法を——リユーベック法とは明白に区分してであるが——さらには両市間の商業に関連する諸条文までも含んでいた。この法典に最も類似した内容を持つのは、中世リユーベックにおいて声望のあった家族の一つであるシュティテン (*van Stien*) 家に所蔵されていた「シュティテン法典 (*v. Stienscher Kodex*)」である。もう一つの「H III」に類似していた法典は一五三二年頃の、二〇一条のリユーベック法から成る「ゼゲベルク法典 (*Zegeberger Kodex*)」である。同法典はホルシュタインのゼゲベルク市の市参事会法典であったが、それは後に州文書館 (*Schleswig-Holstein*) に移された。

これらのリユーベック、ハンブルクを始めとする北ドイツの諸都市法、並びに地方法、海商法が一つの法典にまとめられたのは、明らかに商業実務にこれを役立てるためであったろう。これらの法史料については、ラッペンベルクの前掲書 (一八四五年) において解説が加えられているのみである。

(4) 右記(3)の法史料とは異なり、リユーベック法、ハンブルク法、船舶(航海)法、海法、ハンザ会議議決の条項、ザクセン・シュピールゲルのそれ、それぞれころカローマ法までも、区分することなく、条文中に混在させている法史料群が登場する。これらは公的性格をもつのではなく、個人的な学問的関心から、リユーベック法を体系化する上で同法の素材だけでは不十分な欠陥を右記の法源から補充しようと試みた結果の産物、即ち法書あるいは法学文献であったと考えられる。これらの法史料はすべて十六世紀に書かれ、それらは後に一五八六年に校訂リユーベック法典の編纂の際に役立てられたと言われる。

プロッケスは、一七六五年に、恐らく聖職に就いていたと考えられる編者によって作成されていた、このような様々の法の混在した二つの法手書本を印刷し出版した。これがプロッケスの前掲書の二法典である。二つの法手書本の内の一つは全三五四条中一二〇条のハンブルク法を含み、もう一つは全四〇〇条中一五〇条のそれを含む。前者は「Br II」と、後者は「Br III」と表示され、それぞれの作成年は、前者が一五五六年以後、後者が一五八六年以前の同時期と推定される。両史料は両都市法の他にハンザ会議議決、ヴィスビー海法典、皇帝法、即ちローマ法のそれぞれの一部を含んでいる。

他に、既に紛失してしまっているが、ドライヤー(Dreyer)によって誤まって一二八二年のドイツ語レファル法典——Re——の法手書き本とみなされた法史料が存在した。ハッハによれば、それは、十六世紀中に聖職者によって編纂され、内容的にはBr IIに類似し、その三二〇条中七五条をハンブルク法が占めていた。その欄外に書き込まれた註によって、同書を校訂リューベック都市法典の編纂者が直接利用したことが知られている。

この法史料群の中で、公刊されたのはプロッケスの二史料のみであり、その他は印刷されておらず、大抵の法史料は——プロッケスの二史料も含めて——今日所在不明である。但し、一五四一年の三六〇条からなる「法典(Kodex)」は現在でもグライフスヴァルト大学図書館(die Universitätsbibliothek zu Greifswald)に所蔵され、他に二つの法史料が(東?)ベルリンの国立図書館にある。キール大学図書館にあった史料の一部をハッセ(P. H. Hasse)は一八八一年の前掲論文で公刊している。<sup>(27)</sup>

(5) 様々の諸法の混合物ではないが、複数の、様々のリューベック法から成るのがロシュトックの印刷業者ディーツ(Ludwig Dietz)によって一五〇九年に出版されたリューベック法書である。これは「Kod. Dietz」と表示され

る。条文数は二四七であり、その条文構成は、公的な法典のそれと異なり、古いラテン語の法文が基礎となつてロシユトックで形成された「後期形式 Spätform」に基づいていた。このラテン語法文は前述のフレンスドルフによつて公刊された「悲惨な断片 (tristes reliquae)」と関連する。

(6) 同様なものに一五八六年クレンペ (Kremppe) 市長コーレ (Dr. Joachim Kolle) がハンブルクで公刊させた、リユーベック法についての二一六条の法書がある。これは「Kolle」と表示される。その根拠となつた法文は今日では不明である。コーレは、一五七三年に公布されたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン・ラント裁判令がリユーベック法に欠陥がある場合にはザクセン法を、さらに補充的にローマ(カノン)法を援用すべしと規定していたのに応じて、収録したリユーベック法二一六条を以下のように編別し、ローマ法、ザクセン・シュピーゲルさらには聖書に従つて注釈を付した。その編成は I 人、II 契約、III 相続、IV 不法行為であり、従つて筆者には彼が特にローマ法の *Institutiones* の影響を受けていたように思われる。

この法書は、当時リユーベック法を領邦から排除しようとしていたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン公領の法実務のために書かれたと思われるが、同書は、一七三九—四五年のヴェストファーレンの前掲史料集の出版と一七五〇年のクロンヘルムの前掲史料集の公刊まで、一五八六年の校訂リユーベック都市法典の編纂以前のリユーベック法に関する唯一の権威ある法源とみなされていた。そのため、その間に真正なリユーベック法の手書き本が看過され、失われてしまうという結果を招いてしまった。

以上が一五八六年の校訂リユーベック都市法典の公布以前の法史料、即ち第三グループ法史料群である。

〔三〕 一五八六年の「校訂リューベック都市法典」

一五八六年校訂リューベック都市法典の法的、歴史的意義について本項で概観する。

(1) 十六世紀後半の成文のリューベック法の状況は、前項において見たごとく、古くなった十三、十四世紀の法典の多くの手書き本、私的に編纂された法書、さらには非リューベック法をその中に混在させた法典の併存という錯綜した状態に陥っていた。

このような事情はリューベック市参事会の上級法廷 (Oberhof) としての役割を期待していたリューベック娘法都市にとって一層深刻であった。なぜならこれらの都市が存する領邦では、十五世紀頃から次第に、帝国裁判権 (Reichsgericht) の留保を容認しつつも、領邦君主がその領邦内での最終、最上級審を独占しようとする裁判権の一元・集中化政策を進めていたからである。彼らはこれらの都市が有しているリューベックへの上訴権を奪い、それらを領邦君主の裁判権に服せしめようとしたのである。その際領邦君主がこれら諸都市に対して主張したことは、当時のリューベック法の不確かさ (Unsicherheit) と、各手書き本の条文間の内容的な矛盾と不一致性であった。例えば、一五八一年メクレンブルク公 (Herzog von Mecklenburg) はリューベック市参事会に直接、同公の下で係属していた訴訟に関して、寡婦の遺言についてのリューベック法知識を求めた。また一五八三年には彼はロシュトック市に対して同市役人のリューベック法の無知を批難したと言われる。

このような状況の中でリューベック娘法都市はリューベック市参事会に同法の明確化を要求し始めた。既に一四九七年に、そしてさらに一五三八年と四二年に繰り返しキール、ロシュトック、ヴィスマール (Wismar)、エルビンク



の各都市が共同でこの要求を行った。これに応じてリユーベック市参事会は漸くその法律顧問リューデル (Dr. Johann Rüdel) にその作業を委任したが、彼が各地へ使節として旅行中であつたため、その作業は実際には放置されてしまつた。

一五七九年三月三一日にメクレンブルクのギュストロウ (Güstrow) でヴィスマール、ロシュトック、ストラールズントの三都市代表が会合し、彼らは一致してリユーベック市参事会にリユーベック法の精査あるいは校訂 (Revision) を要求することにした。同年六月三都市の代表使節がリユーベックに来訪し、彼らは三人のリユーベック市長 Heinrich Plönies, Johann Brokes, Hermann von Dorne と並びに法律顧問シャイン (Dr. Calixtus Schein) と会合し、彼らはリユーベック市参事会による同法の校訂とその公刊、ロシュトックとストラールズント両都市による六ヴェンデ都市共通の海法典の編纂、並びに警察令 (Polizeiordnung) の発布を決定した。海法典の編纂作業は実際にはハンザ諸都市全体によって行なわれ、それは一五九一年と一六一四年の協定 (Reas) において法典化された。リユーベック市はこの作業とは別に同様の作業を進め、市はその法文を一五八六年の校訂リユーベック都市法典の第六篇 (Buch) に収めた。しかし共通の警察令は成立しなかつた。

一方リユーベック法の出版作業は遅延として進まず、一五八五年三都市は一人の使者——ヴィスマール市長 Schab-Bel——をリユーベック市参事会に派遣し、その作業の継続を促した。なぜならその間にヴィスマール市参事会は一五八三年の市民契約 (Bürgervertrag) において同市民に、この出版作業が一定期間内に完了しない場合には、同市固有の都市法を編纂することを既に約束していたからであり、またロシュトックも一五八四年の領邦君主との Erbvertrag で二年以内に都市法を公布することを義務づけられていたからである。

リューベック市参事会は結局市長 Johann von Lüdinghausen、市参事会員 Gotschalk von Sien、法律顧問シヤインに校訂作業の完遂を依頼し、同作業の終了後ただちにそれは一五八六年六月に印刷され出版された。これが通常「校訂リューベック都市法典」と呼ばれる書物であり、同書の正式書名は以下の通りである。

「皇帝による自由な、そして神聖（ローマ）帝国の都市リューベックの法令と都市法。新たに見直され、修正されそして古いザクセン語から高地ドイツ語に翻訳された。リューベックにおいてヨハン・バルホーン（印刷業者―訳者）により西暦一五八六年に印刷された」<sup>(28)</sup>

(2) この法典は様々な手書き本の錯綜する中世リューベック法状態に終りを告げさせ、同法典はそれ以後十九世紀に入るまで同法の基礎となった。このことは同法典がその後も繰返し、そして最終的には一八二九年まで版を重ねたことによっても明らかである。

同法典は通常「改革都市法典 (Revidiertes Stadtrecht)」の一つとされるが、これは同時期の他のドイツ都市のそれとは異質の要素を有していた。第一に、この編纂作業が、リューベック市の固有のイニシアティブによってではなく、同娘法都市の圧力の下に開始されたことである。第二に、編纂者らは皇帝法、即ちローマ法の継受への道を拓く目的を持っていた訳ではないことである。ドイツ法上の概念のローマ法による表現、即ち個々の法律用語や標題のそれといった外形的なローマ法の利用を除いて、同法典にローマ法が継続された痕跡は全くない。しかしながら、当時の裁判記録を管見すると、既にリューベックにおいても訴訟当事者や代弁人によってローマ法概念が援用されていたことが明らかである。それにもかかわらず法典編纂者らは、市参事会がその裁判においてそれを斥けたのと同様に、その作業においてもそれを採用しなかったのである。

次に同法典の条文構成であるが、編纂者たちはその法素材を、前項までに述べた、当時伝えられていた、主にリユーベック法とハンブルク法の混在した法手書き本にもとめた。その結果全条文四一八条の半分以上の二二五条は十三世紀末の手書き本Kないしは手書き本Bに存するものであり、他の九五条は一二七〇年のハンブルク法に由来し、<sup>(29)</sup>他の約四五条は、ハッハの前掲書の第四部に収録された法写本に、そしてその他の条文は市参事会の法判告と一つの裁判所令に基づいていた。従って編纂者らは、いかなる新たな立法も行わず、四〇〇年に及ぶ、リユーベック法の法原則を固定化するか、あるいはそれに部分的な修正を加えることによって、それを当時の時代状況に適合させたにすぎない。当時リユーベックにおいても知られていた一五三二年のカール五世の刑事裁判令ですら、法典の中でそれは言及されているが、採用されてはいないのである。

(3) 一五八六年校訂リユーベック都市法典のドイツ法史上の意義について、エーベルは、前述の如く、同法典が、ローマ法の継受を経験しなかったにもかかわらず、十九世紀に入るまで妥当し続けたことを強調した。彼の、いささか、擁護論的主張にもかかわらず、一般的にはF・ヴィーアッカーが下したような消極的評価がより妥当性を持つであろう。<sup>(30)</sup>しかし何故に同法典が十九世紀に入るまでリユーベックにおいて妥当し続けたのか、このこと自体がさらに法史学検討に値いすることは無論のことである。

中世都市法史、とりわけリユーベック法史研究の観点に視点を移して同法典を眺めると、その重要性がきわめて顕著であることは明らかである。第一に、その正式な書名が示すごとく、同法典はリユーベックにおいて初めて、中世低地ドイツ語ではなく、高ドイツ語で書かれた作品であり、その言語学的意義は大きいことである。第二に、同法典の全条文の内かなりのものが十三世紀末の古典的諸法典から採録され、それらの条文には、前述の如く、十六世紀末

の時代状況に適合しうるように多少の修正を加えられているものの、それらは中世低地ドイツ語で書かれたオリジナルな法文を、ほぼ原形を残しつつ、高ドイツ語で表現しているにすぎないことである。従って研究者が中世のリュウベック諸法典を読み進めてゆく場合に、同法典は何物にもかえ難い手引書となりうるのである。

以上が十六世紀末までの、法典類を中心とした、中世リュウベックの主要な、その存在が現在までに確認された成文法、即ち法源である。但し、これらの法史料は筆者の問題関心と基本的に関連することを前提としており、そうではない史料、例えば十三世紀末のリュウベック海法、については本稿では全く言及しなかった。従って、前述の法史料が、中世リュウベック法の、並びに同法都市にも妥当するリュウベック普通法の全体の法源の中ではほんのわずかの部分を占めるにすぎないことを屢述する必要はないであらう。<sup>31)</sup>

#### 四小括

我々、今後リュウベック法研究に本格的に取組もうとする者にとって、容易に入手可能であり、しかも手書き本ではなく、活字印刷されたリュウベック成文法の——その断片ではなく、ほぼその法文全体が残存している——法典類を整理し、内容的に確認しておくことがまず第一に必要である。以下においてそれを試みる。

(1) 第一グループ法史料群のラテン語法典の中で、第一に挙げねばならないのは一二五七年のレファル市宛て法典——「手書き本 *Re lat.*」——である。同法典は、同法典の一三四七年の中世低地ドイツ語訳と対比されて、一八四四年ブンゲによって出版された。同書は同法典の一〇三条のすべてを含んではいないが、その法典のほぼ全体像を把握することができる。同書のすぐれている点は、十三世紀半ばのラテン語によって表現された法律用語が十四世紀

半ば頃の中世低地ドイツ語においてどのように翻訳されたのか、あるいは逆にまた、当時未だ文法が定まっていなかった中世低地ドイツ語によって表現され、今日既にその語義が不明となった単語や文章は普遍的言語とも言うべきラテン語によってどのように表現されたのか、を同書によって容易に確認することができることである。第二には、一八三九年のハッハの前掲書において *Kodex I* として印刷された、一二六三年のいわゆるダンツィヒ市宛て法典——「手書き本 Go」——をあげねばならない。

(2) 中世低地ドイツ語法典では、第一に、一二七〇年から、最終的には一三五〇年頃にかけて作成された法典——「手書き本 K」——があげられる。これは一九五一年コルレンの前掲書によって印刷されている。ほぼ同じ内容の法典は、一二八二年のレファル市が取得した法典——「Re」——であり、それはブンゲの前掲書に収録されている。手書き本 K と内容的にはほとんど相違はないが、その条文順序が一度バラバラにされ、より体系的に再配列されているのは一二九四年のバルデヴィク法典——「Ba」——であり、これはハッハの前掲書において *Kodex II* として印刷されている。この法典と手書き本 K との対応関係は、コルレンの前掲書において各条文に、それと対応する Ba の条文が「B」という頭文字を伴う算用数字によって示されており、これによって容易に判明する。第二には、一二九四／九五年—一三四八年の間に作成されたと推定される法典——「Br I」——をあげねばならない。これはプロクセスによって印刷されている。以上が第一グループの、現在でも入手可能な、活字印刷されている法典である。

(3) 従って以上の法典が収録されている文献は、ブンゲ、ハッハ、コルレン、プロクセスの著作である。これらの文献にはそれぞれ関連する諸法典間での条文の符合表が掲げられている。

ブンゲのそれには、一二五七年の手書き本 *Re lat.*、一二六三年の手書き本 *Go*、一二八二年の *Re*、一二九四年の

Baの対応関係が、さらにその他の関連する諸法典も加えられ、最終的に一五八六年の校訂リューベック都市法典——「Rev. Str.」——までの法典の符合関係が示されている。その符合表によって明らかなのは、手書き本 Re lat. と手書き本 Go とは、条文構成においても、前者の第八五条まで、ほとんど一致しており、両者は同一内容の法典に由来すると考えることができることである。

ハッハの文献では、収録された *Kodex I*、即ち手書き本 Go と *Kodex II*、即ち Ba、十五世紀前半頃の *Kodex III*、即ち「H III」間の条文の対応関係がそれぞれの各条文に付せられた略符番号によって判明する。さらに同書の末尾に掲載された詳細な符合表は Ba とプロッケスの三法典と Rev. Str. との対応関係を示している。

プロッケスの前述の私撰法典はただ収録された三法典間の符合関係を示しているのみである。

以上の三文献の各条文間の符合関係から判明することは、第一に、ドイツ語法典類では、一二七〇—一三五〇年の手書き本 K、一二八二年の Re、一二九四年の Ba は、条文構成の異同はあるものの、内容的には同一であることである。一二九四—九五—一三四八年の Br I は、その条文構成から見ると、Ba よりも手書き本 K に近く、その一六〇条までは全く同一である。従ってこの法典類では手書き本 K、即ちコルレンによって印刷された条文がとりわけ重要な位置を占めていることが再確認される。第二に、この法典類と前述のラテン語法典類との対応関係であるが、ここでは以下のこと注意されなければならない。たとえドイツ語法典間ではあっても、それらの条文を精査に比較すれば、それらの間に多少の差異（例えば語義の追加あるいは省略、言い換え、新たな単語・文章の挿入等）が存在することが判明するが、ましてやラテン語法典とドイツ語法典との間には、直訳関係にある条文を除いて、前述のような差異を伴うのみならず、外形的にはかなり相違し合っている条文が存在することである。このような場合、両者

に内容的な対応関係が認められれば、いずれかの、即ちラテン語ないしドイツ語の条文から他方のそれへと翻訳されたものと考えられる。以上の前提に立って両者を比較すると、*Qo* のほとんどの条文は、その条文配列をすっかりバラバラにされてはいるが、*Bb* と符合関係にあることを確認することができる。従ってラテン語法典も *Bb* を媒介として、*Colren* の前掲書に収められた手書き本 *K* とも内容的に関連しているのである。<sup>(33)</sup>

(4) 次に第二グループ法史料群についてであるが、*Colren* の前掲書に収められている、一三五〇〜一四〇〇年頃のオルデンブルク法典は、その条文構成は異なっているものの、内容的には手書き本 *K* と類似しているから、その細かい差異を研究対象としない限り、それほど重要視する必要はない。従って第二グループ群はここでは余り問題とはならない。

(5) 第三グループ法史料群で、第一に挙げなければならないのはハッハの *H III* である。前述の如く、同法典の後半部分は一二七〇年のハンブルク法である。前半のリユーベック法条文は、個々の条文に付けられた *Kodex II*、即ち *Bb* との符合関係を示す番号を通して、その条文構成は異なるものの、*Ba* と親縁関係にあることは明らかである。同法典が登場した一五世紀前半以後約百年間にはまとまった法典は存在しない様であり、十六世紀半ばになって、再び我々が今日でも容易に入手しうる法典に出会う。前述の *Prokess* により印刷出版された、一五五六年頃の *Ba II* と、同時期の *B III* である。

この両私撰法典と前述の *B I* との間の条文の対応関係は、*Prokess* によってそれぞれの各条文に付せられた符合番号から——但し、幾つか印刷上の誤りがあるが——一目瞭然である。さらにその親縁関係はハッハの前掲書の符合表によっても再確認することができるし、<sup>(34)</sup> この符合表を通して両法典と *Bb*、従って手書き本 *K* との対応関係を検

証することもできる。そしてそれらの史料の間に一定の関連性を認めることができる。

さて一五〇九年のリューベック法書、即ち *Kod. Dietz* と一五八六年の同様の法書、即ち *Kolle* は十六世紀のリューベック法の状態を知る上では貴重な文献であるが、リューベック法の系統的研究において両史料は差当り後回しにしておいてよからう。以上が第三グループ法史料群である。

(6) 最後に一五八六年の校訂リューベック都市法典、即ち「*Rev. Str.*」が以上の法典のいわば集大成として登場する。同法典は十九世紀前半まで版を重ねていたので、この入手は容易である。同法典は、前述の如く、十三世紀末の手書き本 *K* や一二七〇年のハンブルク法とも関連する。

(7) 従って以上の法典の各条文を精査に比較し検討すれば、十三世紀後半に端を発した法典の条文が、十六世紀末まで繰返し様々の法典に登場することによって、その意義を時代の変化とともにどのように変遷させていったのか、それらの条文にはその間どのような修正が加えられたのか、あるいはそれらはそっくりそのまま残されたのかを検証することができるのである。これは、中世のリューベックにおける、それぞれの時期の法観念や法思考様式をうかがう、一つの証拠となりうるであらう。

以上、リューベック成文法史料の中でも、我々研究者にとって最も基本的文献を確認してきた。その結果明らかにしたことは、ブング、コルレン、ハッハ、ブロッケスの各史料集、並びに校訂リューベック都市法典が基本文献ないし史料集であることである。中世のリューベック成文法研究はここに出発点が定められると言っても過言ではあるまい。



- (1) 同書の本来のタイトルは Lübisches Recht I, Lübeck, 1971 であり、同書の Erstes Buch, Grundlagen の III. Die Rechtsquellen, S. 194ff. を利用した。なお本稿では、要約の都合上、エーベルがあげた文献のすべてを取上げず、主要なものに限定した。ちなみに彼が掲げた文献もできる限り自ら検索して内容的に補った。リュースツク法史料を対象とした、その他の最近の論著として B. am Ende, Studien zur Verfassungsgeschichte Lübecks im 12. und 13. Jahrhundert, Lübeck, 1975 があるが、同書はむしろ、ラテン語史料の言語学的・系譜論的整理を行なっている。
- (2) Joh. Sibrand, Differentiae juris civilis et Lubecensis, Rostock, 1615. ders., Lubecae et Hanseaticarum urbium Jura publica, Rostock, 1620.
- (3) G. Caroc, Einleitung zur Historie des Lübischen Rechts, Greifswald, 1714. E. J. v. Westphalen, Diss. de origine et fontibus juris Lubecensis (etc.), Rostock, 1727.  
Chr. Nettelblatt, Nova de fontibus juris Lubecensis conjectura, Greifswald, 1728.  
Chr. G. Hoffman, Progr. de juris Lubecensis antiquo quodam codice, Frankfurt/O., 1731.  
N. G. Steuernager, Memorabilia Statutorum Lubecensium et Hamburgensium, Altona, 1731.  
J. C. H. Dreyer, De formula receptionis juris Lubecensis (etc.), Lübeck, 1751.  
ders., Einleitung zur Kenntniß der... von E. Hochw. Rath der Reichsstadt Lübeck von Zeit zu Zeit ergangenen allgemeinen Verordnungen (etc.), Lübeck, 1769.  
A. v. Balthasar, Abh. von den in Vorder- und Hinterpommerschen Städten geltend gewordenen auswärtigen Rechten, besonders dem Lübischen, Greifswald 1777. 等々あり。
- (4) しかし法文自体の印刷出版は、一五〇六年 Krakau で出版された“Sammlung polnischer Gesetze”に付された、ラテン語のリュースツク法——今日もはや存在しない——の印刷を嚆矢とする。同時期の印刷本で、今日でも確認可能なものについては後述する。
- (5) W. Ebel, a. a. O., S. 197. 但し、ヴェストファーレン、一つ後のドライヤー、最後のファルクの、それぞれの書名は完全ではなく、本来のタイトルとは多少異なっている様であるが、本稿作成時にはその原典を確認することはできなかった。
- (6) エーベルが使用する史料の略号はいかなる規準に従って付されたか明らかではない。恐らく、原本が存在するのか、あるいは、もはや手書き本または印刷本しか存在しないかどうかが、この差異に従って区分されているのではなく、これまでの慣用

にあるいは、単にエーベルが史料収集の際利用した法史料の存在形態に従って名付けられたと思われる。

- (7) Jordan von Boizenburg によって編纂され、内容的には全条文の約三分の一はザクセン・シュピーゲルに由来する。同法典は二九二(一三〇〇)年、一四九七年にちぎりに補なわれた。W. Ebel, a. a. O., S. 209.
- (8) エーベルは同書の書名を“Die ältesten Stadt-, ... Landrechte Hamburgs”と記してゐる。Ebel, a. a. O., S. 197, Anm. 3.
- (9) エーベルは同書の出版年を一八五六年とする。Ibid., S. 199.
- (10) 同書は一三〇〇年とその直後の時期の、リューベックから同市に送付された、約二〇の法教示をも収めている。Ibid., S. 200.
- (11) G. Korlen, a. a. O., S. 170-188. 我々にとって有難いのは同史料の後に単語索引が付けられていることである。これは中世低地ドイツ語研究に参考になるが、但し完全ではない。Ibid., S. 181ff
- (12) 同史料の標題も Tristes Reliquae である。
- (13) 同史料の標題は Neue Fragmente des Lübschen Rechts である。
- (14) 同史料の標題は Das hamburgisch-Lübeckische Recht である。
- (15) 例えばマチン語の Versio Vratslaviensis のウーン断片とヴィスマール市文書館にあったドイツ語手書き本の断片が挙げられてゐる。W. Ebel, a. a. O., S. 199-200.
- (16) エーベルは、本稿で筆者が行う第一グループと第二グループとの分類を、はっきりとは、行つてはいない。しかし、内容的に見れば、このような区分は不当であるとは思われない。第二グループに属する史料は、具体的には、エーベル、前掲書の二〇五頁の(i)から次頁の(ii)までの史料である。
- (17) 都市君主たる皇帝からリューベック市に授与された一一八八年と一二二六年の特許状は、同市参事会に起源を有する都市法には含まれないので、ここでは言及されない。
- (18) 同法典はかつてウェストファーレンの前掲書(一七四三年)において印刷されたが、これは今日日本物とは考えられていない。W. Ebel, a. a. O., S. 201.
- (19) 同史料の標題は Acta Tunderencia. Mitteilungen des einer tonderschen Kopiensammlung. Erster Teil. Von Ludwig Andresen aus Kiel=Garden. である。
- (20) 但し、同法典の後半部分の二二四条以下は「手書き本 K.」と同じ条文構成である。

- (21) コルレンはそれを一二九四―九五五年と推定する。Korlen, a. a. O., S. 14.
- (22) 同法典には十四世紀に新たに条文が付け加えられた。Ibid. S. 15.
- (23) クラウゼは同法典はバルグアイク法典の写しであると主張するが、これは誤まりと思われる。Ulf Peter Krause, Die Geschichte der Lübecker Gerichtsverfassung, Diss., Kiel, 1968, S. 22, Anm., 9.
- (24) ハッハの時代には同法典の三〇〇の手書き本がリュベック市文書館に存在しており、それらのそれぞれの作成年は一五三三年、三十七年、六十七年であった。W. Ebel, a. a. O., S. 205.
- (25) コルレンによれば二一九条ではなく二一七条である。Korlen, a. a. O., S. 34.
- (26) レファル市文書館には前述の二法典の手書き本以外に、一九四四年までは「一三九〇年の日付けのある手書き本、標題に「一五〇九年の日付けのあるそれ、そして一五一一年の注記のある手書き本が所蔵されていたが、それらが系譜的にどこに位置づけられるかは不明である。W. Ebel, a. a. O., S. 207. (1)。
- (27) 同様の性格を有するハンブルク法の手書き本がある。前述したラインケの論文(一九三三年)が紹介した、一四五四年以前に作成されたシュトルベルクの手書き本である。その二八二条中一九一条がハンブルク法であり、八九条がリュベック法であった。このことはリュベックにおいてのみならず、ハンブルクにおいても両都市法の溶合化が進展していたことを示す。W. Ebel, a. a. O., S. 210. (9), 同項は筆者の分類によれば第二グループ法史料群にも属すであろう。
- (28) Der Kayserlichen Freyen und des Heiligen Reichs Stadt Lübeck Statuta und Stadtrecht. Aufis Neue ubersiehen/ corrigiret/ und aus alter Sechsischer Sprach in Hochteudsch gebracht. Gedruckt zu Lübeck durch Johan Balthorn im Jar nach Christi Geburt 1586. これは「Rev. SR.」と略称される。
- (29) ハンブルク法が当時リュベック市において既にリュベック法と同一視されていたか、あるいは同法の補充法とみなされていたかは不明である。
- (30) F・ヴィーアッカー・鈴木祿弥訳「近世私法史」、昭和五十年、二〇二頁以下。
- (31) リュベック法を認識させる、いささか副次的な、史料をエーベルは前掲書の二一六―二二二頁の項「その他の法源 (Die anderen Quellen)」で一括して掲げている。この中でリュベック市参事会から発した「上訴判決」ないし法教示は次節で論ずる。さらに当事者間において合意せられた事項が都市帳簿に登録されることによって、それが法に転化したことも見がせない事実であるから、これについても同様に言及するであろう。
- (32) Göの‘Ba’に、対応する条文を見出しえない条文は全部で十三条である。ハッハの前掲書のKodex IIの各条文の左肩に

付せられたローマ数字の番号を参照。

(33) これらの法典の各条文の内容は類似するドイツ語法典とラテン語法典の比較によって現代語に翻訳されることが可能となる。

(34) ここでは Br II は Bb, Br III は Bc と表示されている。ハッハ、前掲書、五九一頁以下。

### 三、リユーベックの判決史料

前章で概観したりユーベック成文法がその当時同市内において該当する法行為を規定した法のすべてであったと速断することはできない。なぜならば、第一に、史料の作成時期において、十三世紀半ばから十五世紀の前半までと十六世紀半ば以後に法手書き本は集中し、その中間期間たる約百年間には成文法史料がほとんど欠落しているからであり、第二に、史料の内容においても、多くの法手書き本並びに一五八六年の校訂リユーベック都市法典もその法素材を主に十三、四世紀の法典に負っているからである。従ってこれらの成文法が制定された後、それが実際に法実務において妥当したかどうかはこれらの法史料から、推定することはできても、結論を導き出すことはできないのである。この問題を検討しなければ、中世リユーベック都市法の実態に迫ろうという試みも中途半端に終わってしまうであろう。

日常の法実務の実態を検証することは、多くの都市帳簿類に記載された登記から推論することも可能であるが、ここでは法律行為が決断的に裁かれる場としての裁判をとりあげ、そこで下された判決に注目することにした。

(一) 市裁判制度と市参事会裁判

中世のリューベックには、本来、都市君主の役人たるフォークト (Vogt) によって年三回定期的に開催される定期裁判集会としての Echting と、フォークトによって必要に応じて召集され、開催されるフォークト裁判 (Vogtgericht) が存在していた。

定期裁判集会は、本来、相続財産に関わる事件、不動産に関わる事件、市民共同体に関する事項を管轄する集会であり、それは本来的に裁判集会ではあったが、その管轄事項は右記の事項に限定されていた。後には同集会は、主に都市の諸問題のみが討議され、告知される集会、即ち市民共同体集会的色彩の濃い集会となっていた。<sup>(2)</sup> これに対してフォークト裁判の裁判管轄は、十二、三世紀のリューベックにおいては、すべての法領域に及ぶ、無制限のものであり、同裁判集会では民事・刑事の両訴訟の判決並びに執行が行なわれた。従って前述の定期裁判集会はフォークト裁判の特別な現象形態とも考えられる。両方の裁判において法発見人となったのはリューベック市民であった。

以上のような都市君主の裁判に対して、市民の自治が拡大・充実するとともに、これとは異質の裁判権が展開し始めた。これが市参事会裁判を頂点とする市民の自治裁判権である。この市民の共同体的 (genossenschaftlich) な裁判権は、前述のラント法的な裁判権とは異なり、都市君主から付与された都市法制定権、即ち市民自らが自治定立法 (Wilküren) を制定しうることをその根拠としている。さらに市民がこの法に自ら拘束されることを誓約し、市民の共同体機関、即ち市参事会がこの法をめぐる法的争いを裁判し——最初は仲裁判決であったろう——判決を下すことによって、初めて裁判権が成立したと考えられる。<sup>(3)</sup>

この裁判権が、市民自治の前述の展開とともに、その管轄領域を広げ、これはフォークト裁判権のそれと対立するに至った。十三世紀中には、フォークトはなお一定の権力を保有していたので、彼は前者の自治裁判権に干渉しようとする傾向を示したが、市参事会の裁判権は次第にすべての法領域にまで及ぶようになり、それは十四世紀までに刑事司法 (Strafjustiz) までも完全に掌握した。フォークト裁判も、史料によれば、十四世紀半ば以後市参事会を頂点とする裁判機構に組込まれ、市参事会の下に位置する下級審裁判所となり、「下級裁判所 (Niedergericht)」という名称に変更された。<sup>(4)</sup> 既に十三世紀半ば頃から複数の——恐らく二人の——市参事会員がフォークト裁判に陪席するようになっており、十四世紀に入ると市参事会員がフォークトに代って裁判での訴訟指揮を行うようになっていた。<sup>(5)</sup>

その結果、このような変更に従って、裁判管轄も同様に变化した。フォークト裁判は、前述の如く、本来刑事・民事のすべての事件をその管轄対象としていたのであるが、今や下級裁判所は、すべての民事事件の第一審として位置づけられ、刑事事件では罰金が六〇ソリドゥス以下の事件を管轄する裁判所となった。<sup>(6)</sup> 市参事会は、刑事事件では、重大な犯罪、即ち「首と手」の事件の審理と判決を担当したが、この事件の訴訟手続きは下級裁判所において行なわれた。従って重大な刑事事件では下級裁判から市参事会への控訴は存在しなかった。民事事件では、市参事会は下級裁判所の上級審となったのであるが、市参事会は同時にまた第一審としても自ら判決を下すことができた。裁判当事者がいずれの裁判所に訴訟を提起すべきか、中世においては、必ずしも定められてはいなかったようである。それが明確に定められるのは、両裁判の裁判管轄等が法定化された十六世紀に入ってからである。

これらの裁判の他に、第一に、共同体的裁判が拡充するに伴い個々の市参事会員が、自らの職務の範囲内で、彼の警察権による小裁判権を行使するようになった。この裁判においても訴訟当事者は市参事会へ判決批難を行うことが

可能であった。第二に、市領域の拡大に伴い市城壁外での争いについても裁判が行われることになった。市濠の内側の農村領域ではリユーベック法が妥当し、ここでのすべての事件を管轄したのが一人の「騎馬官」(Marshallherr)であり、彼らが裁判を―恐らく最初から市内のコベルク (Koberg) まで―開催した。さらに市濠の外部の、リユーベック市あるいは同市民ないし、同市の団体の占有地での争いについては、「財務官 (Kämmerherr)」が当該領域の裁判場所、例えばラウエンブルク (Lauenburg) のリッツェラウ (Ritzerau) で、リユーベック法ではなくラント法に従って裁判し、判決を下した。但し、市外でのリユーベック市民間の争いは、これらの裁判所ではなく、市内の裁判所に係属した。第三に、これらの裁判の他にも、他の市参事会役人の小裁判や、リユーベックの外港トラーフエミユンデ (Travemünde) での固有のフォークト裁判、リユーベック市内での外国人間、あるいは外国人とリユーベック市民間の法的争いを管轄する「外国人裁判 (Gastgericht)」、外国のハンザ居住地内でのリユーベック市民のための「商館 (Kontor)」での裁判、船舶内で生じる事件のための船舶裁判等が存在した。これらのいずれの裁判からもリユーベック市参事会へ判決批難を行うことが可能であった。

従って市参事会がリユーベック市裁判制度の頂点に位置し、他のすべての裁判が市参事会裁判の下級審に位置づけられていたことが明らかであろう。

さらにリユーベック市はまた、バルト海沿岸のドイツ都市が加盟したドイツ・ハンザの首長であり、リユーベックから同法を授与されていたリユーベック娘法都市の裁判もリユーベック市参事会の裁判機構に組込まれていた。即ち同娘法都市において法について疑義がある場合、同市はこれについてリユーベックに問合わせを行い、同市参事会がこれに対して法教示を行った。しかしこのような法教示を市参事会は十五世紀以来拒否するようになり、リユーベッ

ク市参事会は訴訟当事者に、娘法都市の裁判から判決批難によって直接彼自ら、あるいは少くとも代理人を通して、リューベック市参事会上訴することを強制した。その判決も当事者に、書面ではなく、口頭で下された。但し、遠隔地であるレファルト、これを上訴審とするナルヴァ(Narva)については、当事者はリューベック市参事会に出頭する必要はなく、判決もレファルト市参事会に書面で送付された。かくしてリューベック市参事会はこれら同娘法都市の上訴審、あるいは最上級審(„das höchste Recht“)となり、その地位は十七世紀に入るまで存続し続けたのである。

以上の概観からも明らかなごとく、中世のリューベックの裁判を検討する上で、同市参事会裁判が最も重要な対象とならなければならないことは自明であろう。

## (二) 市参事会裁判の判決史料

リューベック市参事会裁判の判決については、エーベルの編纂した大著『リューベック市参事会判決録』、第一—四卷<sup>(7)</sup>、——以下「RU」と略す——があるので、これに依拠しつつその史料状況を概観しよう。

(1) 市参事会の下した判決の原本は既に紛失してしまっている。しかしその判決は、時期的にいつからのことか不明であるが、「判決記録(Protokoll)」として主に「ニードー都市帳簿(Niederstadtbuch)」——以下「NSB」と略す——に記録されるようになった。判決のための特別の都市帳簿制度は、リューベックでは、それが十六世紀末になつて登場するまで、発展せず<sup>(8)</sup>、本来は債務帳簿として十三世紀末に設置された「NSB」が同時に判決録の役割を果していた<sup>(9)</sup>。その主たる理由は、勝訴した裁判当事者が特に彼の債権の証拠保全とその強化のために判決を債務帳簿たる



NSiB に登記することを望んだからである。即ちこの登記によって、判決で確定された債権債務関係に一層の不可争性が与えられることになるからである。この NSiB に登記された市参事会裁判判決は十四世紀にはまだ稀——一四〇〇年以前は七例——だが、十五世紀初め以来それは規則的に、そして十五世紀半ばから十六世紀末までは、外見上原則として市参事会の命令によって登記された。その判決数は一二九七年から一五五〇年までの三五三〇例に<sup>(10)</sup>上る。従って十六世紀末までの市参事会裁判判決の第一の史料は NSiB、即ちニーダー都市帳簿に登記された判決記録である。

この NSiB は第二次世界大戦中にその他の史料とともにリューベック市文書館からザクセンの一岩塩坑に疎開のため移送され、戦後の政治的混乱の中でこれは他の史料ともども部分的な紛失を被るかあるいは所在不明に陥った。しかし今日 NSiB の大部分は東ドイツのポツダムの中央文書館 (Zentralarchiv) とベルリンの国立図書館 (Staatsbibliothek) に所蔵されていることが判明している。これらの史料のリューベック市文書館への返還は、その兆しはあるものの、必ずしも進捗していない模様である。

エーベルが前掲書を出版した時点での、NSiB の史料現状について述べると、一六〇〇年以前の諸巻の内、まず一三一一—一四八〇年の部分は所在不明である。存在が明らかなのは一四八一—一四九九年、一四九六—一五〇〇年、一五〇六—一〇七年、一五〇九—一〇年、一五三二年、一五四七—五〇年の各巻であり、それらは前述の東ドイツの両史料館、図書館に所蔵されている。<sup>(11)</sup> 一方リューベック市文書館には一五四四—一五〇年についての草稿巻 (Konzeptbände) が存在しているのみである。

この NSiB に登記された市参事裁判判決についての研究は、その重要性にもかかわらず、これまで十分になされ

できたとは言い難い。例えば、十九世紀半ば、パウリ (C. W. Pauli) は『中世におけるリューベックの状況』<sup>(12)</sup>の中で NSIB の登記を利用し、市参事会裁判判決を含めた、その若干の登記を、その第一巻 (一八四七年)、第二巻 (一八七二年)、第三巻 (一八七八年) において、それぞれの史料補遺として公刊したが、これらは彼の研究目的に供せられるべくひどく簡略化されており、完全ではない。また一九四五年に亡くなったブルンス (F. Bruns) が NSIB から一四七一一一五〇〇年について抜粋した史料集がある。「いわゆるブルンスの抜粋」<sup>(13)</sup>と呼ばれるものであるが、これは公刊されていない模様である。いずれも不完全であるか入手困難である。

(2) NSIB に登記された市参事会裁判判決以外に、その他の文献史料に残されている同判決は多くない。

まず十六世紀頃編纂された同判決集である。第一に、一五一五年リューベック市書記シュタットハーゲン (Johann Rode von Stadthagen) が編纂した『リューベック判決集 (Codex ordaliorum Lubecensium)』である。これは一四〇一年以後の約三三五の判例を含んでいたと言われるが、この判決集は今日もはや存在しないか、あるいは、いずれにせよ、全く入手困難である。しかし同書に採録されていた判例は、既に第二次世界大戦以前から市参事会裁判判決の収集を開始していたエーベルによって、彼の前述の判例集に再録されている。ところでシュタットハーゲンの判決集は、一八三九年のミヒェルセン (J. Michelsen) の『以前のリューベックの上級法廷とその法判告』<sup>(14)</sup>において、その一部は看取されうる。なぜなら彼は前述の判決集から約二五〇例を抜粋し、それらを同書において公刊したからである。この本もまた今日では入手が困難であるようである。第二に、レファル市文書館に在った『レファル判決集 (Codex Ordaliorum Revaliensis)』である。前述の如く、レファル市は、同市からリューベック市参事会になされた判決批難に対して、後者の市参事会がその判決を送付した唯一の都市であった。一五三一年同市書記スツルス

トルプ (Joham Czulsiorp) が一四五八一—一五〇九年の一〇八の事例を編集しこれを出版したのである。従って同書はリユーベック市参事会裁判判決集とも言つべきものであるが、内容的に見ると、その原本がそのまま再現されているのではなく、編者によってかなり縮約されていた模様である。この史料集もまた一九四五年以降は所在不明である。しかし、エーベルによれば、レファル市文書館にあった判決の原本や、同判決が収録されている史料集 (Urkundenbuch) によって本来の判決の復元は可能であり、これらの判決も彼の前述の判決集に、リユーベック判決集の判決と重複しない限りで、収録されている。

以上の判決集の他には、編纂された判決集は以後公刊されることはなかったようである。

リユーベック市参事会裁判判決は、以上の法源の他に、一四七〇年以前の分についてはリユーベック史料集 (LUB) にあり、さらにそれは十八世紀に由来する、手書きの、二〇巻から成る「いわゆるブッフホルツのリユーベックの指令並びに命令集」の中にもわずかながら存在すると言われる。<sup>(15)</sup> レファルに下された判決も、前述の文献の他にも、リフラント、エストラント、クールラントの各史料集にも散在している様である。なお個人の文献、例えば、一四七二—九二年のベルゼンブルグ (Joh. Bersenbrügge) の「公証人草稿 (Notariatkonzept)」あるいはプロッケスやドライヤーの研究書等においても、市参事会裁判判決を見出すこともできるが、余り重要視する必要はない模様である。

ところで十六世紀以降の判決を間接的に認識させてくれるのは、一四九五年に開設された帝室裁判所 (Reichskammergericht) の判決録である。同史料の内、リユーベック市参事会裁判から同裁判所に上告された事案の、一四九八—一八〇六年についての訴訟書類が今日原本のままリユーベック市書館に保存されている。この内一五五〇年まで

は七三例に上り、これらはこの時期の NSB の不備を補い、下級審としての同市参事会での裁判の概要を認識させてくれる。<sup>(16)</sup>

(3) リューベック市参事会が判示した判決とは異なり、間接的に市参事会のリューベック法について見解を窺い知ることのできる史料群がある。

それは、十五世紀に入るまで同市参事会からリューベック娘法都市に送付された「法教示 (Rechtsweisungen)」である。この史料の一部はその受領都市において史料集に採録されている。最古の、日付の明らかな法教示は一二六七年ロシュトック市に送付されたもので、それは親縁者との協議 (Rat) のない婦人の婚姻に関する法教示であった。

翌年一二七〇年には八文から成る法教示がキール市に送付された。これは今日 IUB、第三巻、史料番号十二番(十六—十七頁)に収められている。同年エルビンクから法の問合わせと法教示の懇願を契機に、ドイツ語法典——手書き本 E——が作成されたことは前述したが、十四世紀には同市へ一六三の法教示が送られ、その内の幾つかは法手書き本に残されている。またコルベルクの都市法典 (Stadtrechtbuch) は一三〇〇年頃同市に送付された法教示を多数含んでいると言われる。その他にも一二八二年頃のレファルの一法典や、ヴィスマールの最古の都市帳簿においても、十三世紀末頃のリューベックからの法教示に基づくと推定される法文を見出すことができる様である。<sup>(17)</sup>

(4) 以上のように、NSB をはじめ様々な史料に散在している市参事会裁判判決を、前述の法教示も含めて、できる限り、完全に再現した判決集の編纂の試みは今世紀に入るまで行なわれることは無かったと言ってよい。

しかしその間にリューベックの法史料は二度にわたる大きな混乱を体験した。一つは、十九世紀初頭のフランス軍による占領である。その占領の終了後の一八一三年再び古い裁判制度が復興された時、多くの法史料が紙屑同然に売

却され、すっかり散逸してしまったことである。もう一つは、前述した如く、第二次世界大戦とその後の政治状況の急激な変化の中で、ZSBをはじめとする、残存していた重要な法史料もザクセンへ疎開のため移送され、現在も、一部を除いて、東ドイツにそれらの多くは留め置かれ、リューベック市文書館には返還されていないことである。

それにもかかわらずこの市参事会裁判判決の編集作業を試みたのがエーベルである。その成果がこの節の冒頭で述べた『リューベック市参事会判決録』である。もし彼の、この作業が第二次世界大戦後開始されていたのであれば、前述の史料状況からも明らかなごとく、同判決集は不完全でしかももっと遅れて出版されたであろうが、彼がこの作業を既に第二次世界大戦前に開始し、しかも戦時中にも疎開場所ですれを継続していたので、彼は、戦後の混乱にもかかわらず、その作業ノートを基礎にして、同判決集の出版にこぎつけたと言われる。<sup>18)</sup>

彼は前述した様々の関連史料を収集し、その判決録の全四巻において一二九七—一五五〇年までの市参事会裁判判決と法教示を公刊している。彼自身も自認するごとく、同判決集は十六世紀半ばまでの同市参事会判決の判決集としては最も広汎でかつ信頼性の高い史料集であり、これは現在ではリューベック法研究にとって必要不可欠の文献であると言える。

(5) 市参事会裁判判決とは異なり、下級裁判やその他の個々の裁判の判決の多くは、第一に、本来、裁判帳簿あるいは判決帳簿等が中世のリューベックにおいて十分に発展しなかったこと、第二に、十六世紀頃から前述の帳簿類も登場しはじめるが、これらの多くも、前述のごとく、十九世紀初めに売却されてしまったこと、によって、今日も依然所在不明であるか、もはや存在しない。

現在で残されている関連史料は以下の通りである。第一に、リューベック市文書館には、下級裁判所の帳簿である

『裁判帳簿 (Iiber iudiciis)』が一五〇六年についてのみ存在する。同帳簿は十四世紀以来存在していたとも推測されるが、前述の年代部分以外は存在しない。第二に、個々の裁判の中では、市参事会員の裁判であった、市濠内の農村領域を管轄する騎馬官裁判 (Marstallgericht) の裁判記録が、一五五〇年以降について、同じくリューベック市文書館に所蔵されている<sup>(19)</sup>。

リューベックの以上の史料状況とは異なり、リューベック娘法都市においては下級裁判の記録が大体十六世紀頃から保存されている。そのような都市は、具体的には、ロシュトック、ストラールズント、グライフスヴァルト、レフアルそしてキールである。

最後に、リューベックそして同娘法都市の裁判でもないにもかかわらず、同法が適用された裁判の記録をあげておく。その裁判所は、一四九六年にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン公のフリードリッヒ一世とデンマーク王ヨハンが、ホルシュタインに存するリューベック娘法都市からリューベックへの上訴を禁止すべく、キール、レンズブルク (Rendsburg)、イツェヘー (Itzehoe)、オルデスレー (Oldesloe) 市のために設置した「ホルシュタイン四都市裁判所 (das Holsteinische Vierstädtegericht)」である。この裁判に適用されたのは以前と変わることなくリューベック法であり、従ってこの判決帳簿もまた広義のリューベック法記録に数えられうるのである。同帳簿は一四九七年から存在し、その内一四九七—一五七四年の部分については、一九二五年グルントラッハ (F. Grundlach) によって編纂されキールで出版されている<sup>(20)</sup>。

以上本節において、リューベック市参事会を頂点とする同市の裁判制度とその判決並びに、その他の、リューベック法に従って開催された裁判の判決の主要な史料について概観してきた。エーベルによって活字印刷された『リュー

ベック市参事会判決録』を除けば、それらのほとんどの史料は我々にとって未だ入手困難であるか、あるいは解読の  
なお容易でない史料群であると言えよう。

註

- (1) リューベックにおける都市帳簿類について、エーベル、前掲書、四一七頁以下。
- (2) U.P. Krause, a. a. O., S. 68-69.
- (3) W. Ebel, a. a. O., S. 344-345.
- (4) 定期裁判集会も、市参事会の権限の確立とともに、都市の諸問題を論議する市民集会の機能をも失っていた。U.P. Krause, a. a. O., S. 72.
- (5) U.P. Krause, a. a. O., S. 83.
- (6) 十五世紀には、同裁判所はただなお質 (Pfand) 差押え (Arrest) 及び *Erwaldigung* のそれぞれの事案と並びにわずかな債務額の債務事件を管轄したのみである。U.P. Krause, a. a. O., S. 78.
- (7) Hrsg. von W. Ebel, Lübecker Ratsurteile, 4 Bde., Göttingen, 1955-1966. 第一巻は一四二二—一五〇〇年、第二巻は一五〇一—一五二五年、第三巻は一五二六—一五五〇年、追補としての第四巻は一五七二—一五五〇年の判決を収録している。
- (8) 「市参事会議事録 (Ratsprotokoll)」は、リューベックでは「裁判議事録 (protocollum iudiciale)」として一五八二年に初めて、そして裁判外議事録として一五九七年以来導入された。Ibid., Bd. 1., S. VIII, Anm. 7.
- (9) NSB が都市帳簿として形式を整えるのは十四世紀に入ってからのものである。史料的には、一三二五年以来 NSB と呼ばれているが、帳簿自体の設置は明らかに古く一三〇五年のことと推定される。W. Ebel, Lübisches Recht I, S. 418.
- (10) Ibid., S. 218.
- (11) L. R. U., Bd. 4, S. V, Anm. 1, 但し、彼は第三巻ではボンタムの中央文書館の清書巻 (Reinschriftbände) から一五四七—一五五年のこのベックロニーを得たと知れている。Ibid., Bd. 3, Vorbemerkung.
- (12) C. W. Pauli, Lübeckische Zustände im Mittelalter, 3 Bde, Lübeck, 1847-78.
- (13) die sogen. Brunschen Auszüge, Archiv der Hensestadt Lübeck.
- (14) Der ehemalige Oberhof zu Lübeck und seine Rechtsprüche, Altona, 1839.

- (15) die sogen. Buchholz'schen Sammlung Lübeckischer Mandate und Verordnungen, in L. R. U., Bd. 4, S. V.
- (16) 同史料にしろつ A. v. Brandt, Erschließung von Lübecker Quellen zur hansischen Personen-, Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, in HGBll., 78, 1960, S. 127ff. これを現在同史料の在庫目録 (Bestandverzeichnis) は既に完成してゐる。
- (17) 以上の法教示にしろつの記述は W. Ebel, Lübisches Recht I, S. 216-218 に依つてゐる。
- (18) 同判決録「第一巻」 Vorbemerkung の十三頁以下。
- (19) 同史料の目録とも言うべき Privata (リューベック市文書館蔵) によれば、最古の裁判史料はさらに一五三三年に遡る。
- (20) 本項はエーベル「リューベック法」二二八—二二九頁に依つてゐる。リューベックの「裁判帳簿」については、同書の四二〇頁も参照。グルントラッハの文献のタイトルは以下の通りである。Das älteste Urteilsbuch des holsteinischen Vierstädtergerichtes 1497-1574. (Quellen und Forschungen zur Geschichte Schleswig-Holsteins, Bd. 10)

#### 四、結びにかえて

前節までにおいて、十三世紀前半から十六世紀末までの中世のリューベック法——その中でも私法的分野を中心に——の史料、即ち成文(≡制定)法あるいは法典と、判決集の現状と、それらの史料を含む基本的文献と考えられるものを指摘し、そしてリューベック法の実態を明らかにするための、それらの史料の系統的・年代的整理も試みておいた。

ところで、その際、筆者が主に依拠したのは、今日まで最も包括的な研究と評価される W・エーベルの諸論考であつたが、しかし筆者の研究視角は彼のそれと決して同じでない。とりわけ市参事会裁判判決の研究上の意義についてはこのことが妥当する。



既に言及したごとく、成文法史料に関する限り、十三世紀から十五世紀前半までほぼ完全な形で法典が存在するのであるが、その後十六世紀半ばの、ブロッケスによって出版された、私撰法典 *Prima* までの期間、約一五〇年の間——エーベルの言葉によれば、まさにリユーベック・ハンザの法文化の繁栄期——には成文の法源の存在しない空白期が横たわっているのである。

エーベルはこの史料的空白期を判決によって埋めることを *L.R.U.* の出版の第一の目的としているようである。<sup>(2)</sup> このことはその第一—三巻までが一四二—一五五〇年までの判決に充てられていることによって明らかである。<sup>(3)</sup> さらにこれは、彼が *L.R.U.* を出版する以前から市参事会裁判判決を通して当時のリユーベック法原則を導き出そうとする論考を発表していたことから推測される。例えば、『特に十五・六世紀のリユーベック市参事会判決におけるリユーベックの商人法』(一九五一年)<sup>(4)</sup>、『リユーベック市参事会判決におけるハンザ期の市民の法活動』(一九五四年)<sup>(5)</sup> 等である。従って彼の主たる研究は、十五世紀頃までの法源が十三世紀半ば以来の成文法に、十五世紀から十六世紀半ばまでのそれが市参事会の判決に、それ以後のそれが再び成文法に求められるという、言わば中世リユーベックの法源の探究に主眼が置かれていたと言えよう。

無論、中世リユーベックのそれぞれの法源を画定し、それぞれの法源の連関を説明することも欠くことのできない作業ではあるが、筆者の研究目的は以上の様な法源史的研究に留まることはできない。既に「はじめに」の個所で既述しておいたごとく、それは、一五八六年までのそれぞれの時期におけるリユーベック法の実態に迫ることである。例えば、制定法として一つ法典が存在する時期であっても、その法典の規定と異なる法慣行が法実務を支配しているのであれば、その法典の規定は死文化しているに等しく、ここでは法源と法実務が互いに乖離しており、その成文法

は法実態を反映しているとは言い難いのである。従つて我々の研究作業は、成文法の内容を画定し、それが現実に法実務においても妥当していたかどうか、あるいはこれと全く異なつた慣行が存在していたのかどうかを判決を通して確認することであり、それによつて初めてリューベック法の存在態様に迫りうると考へる。

このような観点からすれば、エーベルの研究は我々の研究の到達目標ではなく、我々の研究目的にとつて主要な、しかも欠くことのできない通過点の一つとなりうるのである。

しかしリューベックの判決史料の個所で言及しておいたごとく、法史料の質的・量的限界の故にこの目標を果すことはきわめて困難である。また、例えば、リューベック市参事会裁判判決を子細に検討すれば直ちに明らかになることであるが、その判決に際して市参事会は直接には、ほとんどその判断の根拠となつた法を指摘していない場合が多いのである。稀に「我々のリューベック法に従つて判決した (*na unseme Iubsehen rechte geordelt*)」と特記されていることがあつても、この「リューベック法」が一見して、具体的にどの法の、どの条文を指すのか判然としてゐることはほとんどない。

それ故、判決の研究において、第一に、同様の内容を有する事例をできるだけ集め、そこから共通の法原則を酌み取ることが必要である。前述のエーベルの研究書はこれに宛てられているが、筆者の当面の問題関心たる不動産法について、それらはこの問題を十分に採りあげてはいない。さらに付言すると、このような研究作業は、判決の研究においてのみならず、前述の成文法の研究においても必要である。なぜなら、中世リューベックの法典類の多くは、近代法に見られる体系・論理性に欠け、しばしばカズイステイクな条文の集成にすぎないからである。

さて、前述の判例の研究においては、第二に、結論として得られた法原則を、成文の諸法源から得られていたそれ

と比較し検討することである。さらにその研究成果を、裁判記録がもはや存在しない時期においても妥当しうるかどうかを確認しなければならない。しかしこの作業には一層の理論的検討が必要である。その際、少なくとも現在よりはるかに史料状況が良好であった十九世紀以後の先駆的業績、例えばパウリ (G. W. Pauli) の前述の諸研究等を批判的に継承することも必要である。<sup>(6)</sup> このような研究の手順を踏まえることによって筆者の研究目的ははじめて達成されることになるであろう。

筆者の基本的な問題関心と研究方向は以上である。この目的を達成するためにはなお解決しておかなければならない手続的、方法的問題も多いのであるが、それらは今後の、前述の史料状況を踏まえた基本的史料や文献の検討の際に果たされることになるであろう。<sup>(7)</sup>

註

(1) L. R. U., Bd. 1, Vorbemerkung, S. V.

(2) 註(1)を参照。

(3) 但し、十五世紀半ば頃から市参事会はその裁判の判決を NSRB に登記させる原則を確立させてゆくが、このことから、場合によっては、市参事会が「法典編纂主義」から「判例法主義」方向へ正を行ったと想像することができるかもしれない。しかしその証拠は今の所皆無である。さらに法源から見ると、非リユーベック法の混入が問題である。

(4) Lübisches Kaufmannsrecht vornehmlich nach Lübecker Ratsurteilen des 15./16. Jahrhunderts, Göttingen, um 1951.

(5) Bürgerliches Rechtsleben zur Hansezeit in Lübecker Ratsurteilen, Göttingen, Frankfurt, Berlin, 1954.

(6) その他に特に P. Rehme, Das Lübecker Ober-Stadtbuch, Hannover, 1896, へders, Die Lübecker Grundhauren, Halle D. S., 1905 へ O. Loening, Grunderwerb und Treuhand in Lübeck, Breslau, 1907 が挙げられる。

(7) 繰返すまでもなく、筆者の問題意識と直接関連しない分野、公法・刑事法的分野は無論のこと、私法的分野でも商法的分野、並びに法律に加えることのできぬ市参事会の命令等は本稿では割愛した。しかし本稿で掲げた文献はこれからのリユー

ベック法研究を進める上での一つのガイドとなりうるのではないかと考える。

〔追記〕

筆者は一九八六年四月から近畿大学海外派遣教員として一年間ハンブルク大学法学部ラントヴェーア教授の下で研究を行う機会を得た。本稿はこの留学の成果の一つである。留学中、同教授からリユーベック法史料に関する指導を受けたが、本稿の作成に際してそれが多岐に役立つことになった。近畿大学とラントヴェーア教授に改めて謝意を表したいと思う。

ところで筆者は留学中「近大法学」第三十四巻第一・二号に拙稿「リユーベック法における家財産に対する家族法的な拘束」を発表したが、その際十分な校正を行うことができなかったため幾つかの基本的な校正ミスを犯してしまった。特に副題において、「サヴィニー雑誌、ゲルマン篇」の欧文表記を「Z. R. G. A.」としてしまった。これは文中に記したごとく「Z. R. G. G. A.」と訂正されるべきである。